

彦根市告示第 170 号

彦根市指定工作物指導要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 7 月 1 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市指定工作物指導要綱の一部を改正する告示

彦根市指定工作物指導要綱(令和 3 年彦根市告示第 54 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「太陽光発電設備」の次に「または系統用蓄電池(電力系統に接続し、電気事業の用に供する蓄電池設備をいう。)」を加え、「1,000 平方メートル」を「500 平方メートル」に改める。

第 4 条第 4 項中「平成 19 年彦根市告示第 146 号」を「彦根市景観条例第 7 条に規定する景観計画をいう。以下同じ。」に、「建築物、工作物等の形態、色彩等に配慮」を「指定工作物の景観形成基準により計画、設計および施工を」に改め、同条第 8 項中「地域計画」を「地区計画」に改め、同条に次の 1 項を加える。

10 事業主は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号)および電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)の規定に基づき、必要な措置を講じなければならない。

第 5 条第 2 号中「太陽光発電設備」を「指定工作物」に改め、同条第 3 号中「太陽光発電設備」を「指定工作物」に改め、同号イ中「80 センチメートル」を「75 センチメートル」に改める。

第 6 条第 1 項第 2 号アを次のように改める。

ア 反射光シミュレーション調査書(太陽光発電設備に限る。)

第 7 条に次の 1 項を加える。

8 農地法施行規則(昭和 27 年農林省令第 79 号)第 30 条第 2 項に規定する営農型太陽光発電設備については、第 1 項および第 4 項から第 6 項までの規定は、適用しない。

第 9 条第 2 項中「努めなければならない」の次に「。」を加える。

第 10 条第 1 項中「緑化率」を「緑化基準」に改める。

第 17 条第 3 項第 1 号を次のように改める。

(1) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に定める説明会への参加を必要とする者

第 17 条第 3 項中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 建設しようとする指定工作物の敷地境界線から周囲 10 メートル以内の敷地にある建築物の所有者、居住者および土地の所有者

第 17 条第 4 項中「場合は」の次に「、前項に規定する近隣の関係者を名簿および位置図により示すとともに」を加える。

第 20 条第 2 項中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に改める。

付 則

- 1 この告示は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の彦根市指定工作物指導要綱の規定は、この告示の施行の日以後に行われる建設行為について適用し、同日前に行われた建設行為については、なお従前の例による。